

桑名市組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

## 桑名市条例第2号

桑名市組織条例等の一部を改正する条例

(桑名市組織条例の一部改正)

第1条 桑名市組織条例(平成16年桑名市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「都市整備部」を「社会基盤整備部  
都市創造部」に改める。

第2条の表グリーン資産創造課の項中第3号を削る。

第2条の表市長公室の項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) PX(パブリックトランスフォーメーション)に関する事。

第2条の表市長公室の項に次の1号を加える。

(9) 国際化の推進に関する事。

第2条の表産業振興部の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文化に関する事。

第2条の表産業振興部の項の次に次の1項を加える。

社会基盤整備部

(1) 公園及び緑地に関する事。

(2) 道路、橋りょう及び河川に関する事。

(3) 港湾その他土木に関する事。

第2条の表都市整備部の項を次のように改める。

都市創造部

(1) 都市計画に関する事。

(2) 土地区画整理に関する事。

(3) 住宅施策及び営繕に関する事。

(4) 都市開発に関する事。

(5) 建築指導及び開発指導に関する事。

(桑名市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 桑名市都市計画審議会条例(平成16年桑名市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第10条中「都市整備部都市整備課」を「都市創造部都市計画課」に改める。

(桑名市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第3条 桑名市スポーツ推進審議会条例(平成16年桑名市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課」を「市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課」に改める。

(桑名市文化財保護条例の一部改正)

第4条 桑名市文化財保護条例(平成16年桑名市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第48条中「市長公室ブランド推進課」を「産業振興部観光課」に改める。

(桑名市建築審査会条例の一部改正)

第5条 桑名市建築審査会条例(平成17年桑名市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市整備部都市整備課」を「都市創造部都市計画課」に改める。

(桑名市行政改革推進委員会条例の一部改正)

第6条 桑名市行政改革推進委員会条例(平成25年桑名市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「グリーン資産創造課」を「市長公室政策創造課」に改める。

(桑名市総合運動公園ネーミングライツ選定委員会条例の一部改正)

第7条 桑名市総合運動公園ネーミングライツ選定委員会条例(平成26年桑名市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課」を「市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課」に改める。

(桑名の千羽鶴技術保持者選定委員会条例の一部改正)

第8条 桑名の千羽鶴技術保持者選定委員会条例（平成26年桑名市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長公室ブランド推進課」を「産業振興部観光課」に改める。

(桑名市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部改正)

第9条 桑名市生涯学習推進計画策定委員会条例（平成27年桑名市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課」を「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。